

## 食物アレルギーについて

### ○食物アレルギーとは

食物を摂取したときに、身体が食物に含まれるタンパク質を異物として認識し、身体を守る免疫の仕組みが過剰に反応してしまうために起きる疾病です。日本人の有症率は1～2%程度で、乳児では約10%と考えられています。症状としては、かゆみ、じんましん、目の充血、くしゃみ、湿疹、鼻汁、腹痛、嘔吐、下痢、咳、喉頭の痒み等様々ですが、重篤な場合は、虚脱状態、意識障害、血圧低下等のアナフィラキシーショックを起こして生命に危険を生じることがあります。

原因となる食物としては、鶏卵や牛乳は乳児・幼児に多く、甲殻類、小麦、果物は、学童から成人にかけて新たな発症が多く見られます(図1)。

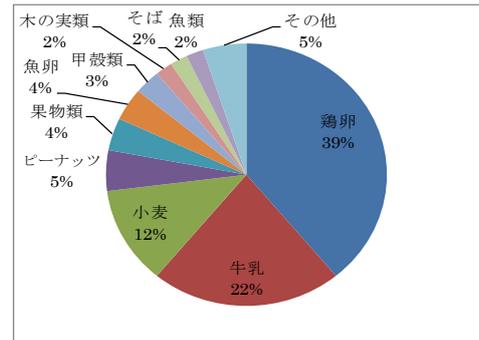


図1 全年齢における原因食品  
(出典: 食物アレルギーの診療の手引き 2014)

### ○食物以外のアレルギー疾患との関連性

近年、果物や野菜の摂取によるアレルギーが問題となっています。キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、オレンジ、梨、サクランボ、苺、メロン、スイカ、トマト、ジャガイモなど何でも原因になります。症状としては舌や唇、口の中のイガイガや痒み、のどの奥の痒みや腫れがあります。正式には、口腔アレルギー症候群(OAS)といいます。花粉症に合併することが多く、シラカンバは、りんご、もも、サクランボなどのバラ科の果物、イネ科とブタクサはメロン、スイカなどのウリ科の果物と合併しやすいと言われてしています(図2)。花粉に含まれているタンパク質と、果実、野菜に含まれているタンパク質が似ているため、このような現象が起きます(専門的には交差免疫といいます)。同様に、植物のゴムノキから抽出されるラテックス(天然ゴム)にアレルギーがあると、アボカドやバナナなどと交差免疫し、アナフィラキシーを誘発することがあります。

このように、食物アレルギーはその他のアレルギー疾患とも密接に関係していることから、アレルギー疾患の予防のためには、自分が何のアレルギーを持っているかを予め病院で調べてもらうことが大切です。

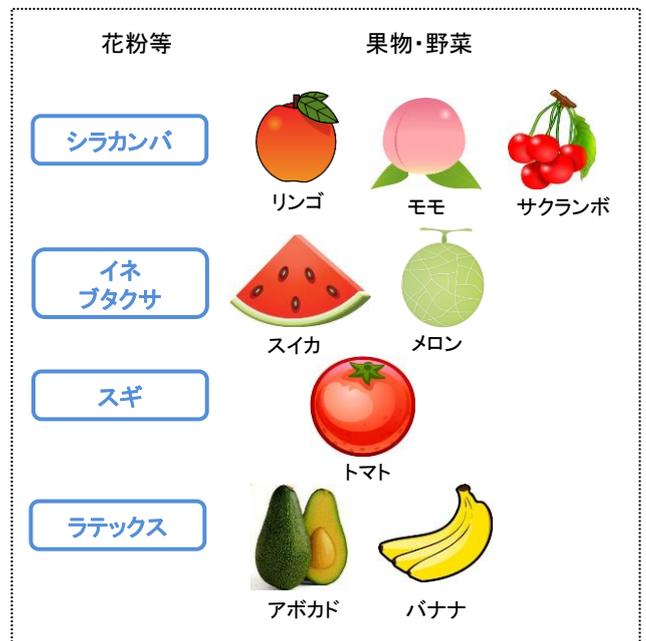


図2 花粉症等のアレルギー疾患と関係し、口腔アレルギー症候群を引き起こす果物・野菜  
(出典: 食物アレルギーの診療の手引き 2014 等)

## ○アレルギー物質を含む加工食品の表示に関する法規制

食品表示法により、発症頻度が多い、あるいは特に重篤な症状が出やすい原材料7品目が「特定原材料」と定められ、すべての流通段階における表示が義務づけられています。また、一定の頻度で健康被害が見られた20品目については、特定原材料に準ずるものとして表示することが推奨されています(表1)。ただし、表示の対象は容器包装された加工食品のみで、店頭販売品や外食は対象外です。

表1 表示を必要とするアレルギー物質

特定原材料の名称	
義務	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
推奨	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉

## ○岐阜県保健環境研究所では

平成19年度から「アレルギー物質表示適正化事業」として、県内で製造された菓子・加工品のアレルギー物質検査を実施しています。平成19～27年度に検査を実施した289検体中、8検体から基準値を上回るアレルギー物質が検出され、これらを製造した施設を保健所が指導しました(表2)。

表2 表示適正化事業に伴う検査実施数

年度 項目	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
牛乳		10		11	13(1)	12	12(1)	12	12	82(2)
卵	12	11	12		11	12(1)	12	12	12(1)	94(2)
小麦	21(3)		12	12						45(3)
そば		11		9(1)		8		8		36(1)
落花生			8		8		8			24
甲殻類									8	8
計	33	32	32	32	32	32	32	32	32	289(8)

( ) 内は基準値を上回るアレルギー物質が検出された検体数

また、食物アレルギーを有する児童が全国的に増加傾向にあることから、平成26年度より、学校給食施設において、アレルギー物質の混入防止対策が適正に行われているかを確認するための検査を開始しました。アレルギー物質が調理器具等に付着していないことと、提供される給食に混入していないことを確認しています。平成26～27年度は「乳」「卵」を除去した給食について、各16検体の検査を実施しました。そのうち、1検体から「卵」が検出されました。この検体を調理した施設については指導後、改善されたことを再検査により確認しています。

このように、当所では、県生活衛生課及び各保健所、センターと連携し、県内で製造された菓子・加工品や学校給食等を原因とする食物アレルギーによる事故の防止対策に取り組んでいます。

(執筆担当：食品安全検査センター)

## ぎふ保環研だより

編集・発行  
岐阜県保健環境研究所

平成28年11月発行

〒504-0838 各務原市那加不動丘1-1  
TEL 058-380-2100 FAX 058-371-5016  
E-mail: c22614@pref.gifu.lg.jp  
URL: <http://www.health.rd.pref.gifu.lg.jp/>

